

東京大学駒場図書館利用細則

平成16年4月1日
駒場図書館長裁定

(目的)

第1条 この細則は、東京大学駒場図書館利用規則（以下「利用規則」という。）第19条の規定に基づき、東京大学駒場図書館（以下「本館」という。）の利用の細目について、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者)

第2条 東京大学駒場図書館規則第7条第1項第4号に定める「駒場図書館長が認めた者」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の研究員・研修員等の受入実施要項等に基づき、本学以外の機関から研究員・研修員として本学に受け入れた者
- (2) 次に掲げる者のうち、本学の教授又は准教授の依頼文書を本館に提出し、認められた者（以下「館長許可利用者」という。）
 - イ 本学の修士課程又は博士課程の修了者
 - ロ 所定の修業年限以上在学し所定の単位を修得の上博士課程を退学した者
- (3) 本館または東京大学大学院総合文化研究科図書館と相互利用に関する協定を締結した機関に所属する者
- (4) 本学教育学部附属中等教育学校生徒（後期課程）
- (5) 一般社団法人東大駒場友の会（以下「東大駒場友の会」という。）の会員
- (6) その他前記各号に準ずる者

(館外貸出)

第3条 図書その他の資料（以下「図書館資料」という。）の貸出冊数及び期間は、次のとおりとする。

区分	身 分	対象資料	冊数	期 間
一般貸出	東京大学（以下「本学」という。）の学部学生、大学院学生、研究生、聴講生、館長許可利用者	図書	10冊	2週間
	本学教職員		10冊	30日
	本学名誉教授、本学元常勤教員		5冊	30日
	本館または東京大学大学院総合文化研究科図書館と相互利用に関する協定を締結した機関に所属する者		5冊	30日
	本学教育学部附属中等教育学校生徒（後期課程）		5冊	2週間
	東大駒場友の会会員		2冊	2週間
特別貸出	本学の大学院学生、大学院研究生、大学院聴講生、館長許可利用者、学術振興会特別研究員、総合文化研究科学術研究員、後期課程学生、研究生（AIKOM特別聴講学生を除く）	図書・復刻版雑誌	20冊	30日
製本雑誌貸出	総合文化研究科、数理科学研究科、教養学部の教職員、大学院学生、大学院研究生、大学院聴講生、館長許可利用者、学術振興会特別研究員、総合文化研究科学術研究員	製本雑誌・復刻版雑誌	3冊	1日 (翌日午前中まで)

	、後期課程学生、研究生（AIKOM特別聴講学生を除く）			
研究貸出	総合文化研究科・教養学部の常勤教員	研究図書・復刻版雑誌	50冊	当該年度末まで

備考 1 特別貸出は論文作成を目的とし、指導教員からの証明があった場合に行う。

2 研究貸出対象の図書は集密書庫・保存書庫配架の図書とする。

2 貸出された図書館資料は、返却期限内に返さなければならない。

3 一般貸出により借り受けた図書館資料は、予約のない限り期間を更新することができる。ただし、更新の回数は2回までとする。

4 特別貸出により借り受けた図書館資料は、予約のない限り期間を更新することができる。ただし、更新の回数は1回までとする。

5 研究貸出により借り受けた図書館資料については、期間を更新することができない。

6 研究貸出により借り受けてから1ヶ月が経過した資料は、第1項の貸出期間にかかわらず、他の利用者の求めに応じて返却してもらう場合がある。

（長期貸出）

第4条 前条の規定にかかわらず、館長が別に定める夏季及び冬季の期間については、本学の教職員、名誉教授及び元常勤教員を除き、長期の貸出を受けることができる。

2 長期の貸出により借り受けた図書館資料については、期間の更新をすることができない。

（貸出期間の超過に対する措置）

第5条 貸出期間を超過した者に対しては、延滞日数分の期間、貸出を停止することができる。

（施設の利用）

第6条 グループ学習室は、本学の教員、大学院学生、学部学生、研究生等が、グループで研究、学習を行うために利用することができる。

2 本館職員は、管理上必要があるときは、使用中であっても随時入室することができる。

第7条 対面朗読室は、視覚に障害を持つ利用者等が、本館の図書館資料を用いて学習・研究を行うために利用することができる。

2 本館職員は、管理上必要があるときは、使用中であっても随時入室することができる。

（利用停止）

第8条 次の者については、本館の図書館資料及び施設の利用を停止することができる。

- (1) 本館の図書館資料を故意に損傷した者
- (2) 本館の図書館資料を故意に無断で持ち出した者
- (3) 他の利用者に対して著しい妨害行為をした者
- (4) 館内の指定の場所以外において飲食をした者
- (5) この細則に違反し又は本館職員の指示に従わない者
- (6) その他、本館の利用者としてふさわしくない行為をした者

（雑則）

第9条 この細則の実施に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年12月6日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年12月4日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。